

社会福祉法人武蔵村山市社会福祉協議会 常務理事に対する報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人武蔵村山市社会福祉協議会常務理事の報酬の額、支給方法等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の額)

第2条 常務理事に対する報酬は、月額50,000円とする。ただし、会長の命により事務局長の職を兼ねる常務理事に対する報酬は、月額280,000円とする。

(報酬の支払方法)

第3条 報酬は、月の1日から末日までの期間（以下「報酬期間」という。）につき、毎月20日に支給する。ただし、その日が土曜日、日曜日及び休日であるときは、これらの日の前日とする。

2 会長の指名に基づき、新たに常務理事となった者に対しては、その日から報酬を支給する。

3 常務理事が任期満了、辞任、解任、死亡等の理由により、その職を退いたときは、その日までの報酬を支給する。

4 前2項の規定により、報酬を支給する場合であって報酬期間の初日から支給する以外るとき、又は報酬期間の末日までに支給するとき以外るときは、その報酬額は、当該報酬期間の現日数から日曜日、土曜日及び休日（祝日及び12月29日から31日、1月2日・3日）の日数を差し引いた日数を基礎として、日割により計算する。

5 報酬期間のうち、10日以上勤務しなかった場合は、前項の規定により日割により計算した報酬を支給する。

(旅費等の支払)

第4条 常務理事が会務のために出張したときは、役員等費用弁償に関する規程第4条の規定により旅費及び日当を支払うものとする。

2 役員等費用弁償に関する規程第3条に規定する費用弁償費は、報酬に含まれるものとし、支給しない。

(委任)

第5条 この規程に定めるものの他、必要な事項は別に会長が定める。

附 則

この規程は、平成15年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。